

「新発田市人権教育・啓発推進計画」に対する意見の募集結果

- 1 意見募集期間 平成30年12月25日（火）～平成31年1月24日（木）
- 2 意見の提出方法
 - (1) 本庁舎・各支所、隣保館、生涯学習センター、イクネスしばたへの書面の提出
 - (2) 人権啓発課窓口への持参
 - (3) 郵送
 - (4) 電子メール
 - (5) ファクシミリ
- 3 意見の提出できる人
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市外に住所を有する者で市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市外に住所を有する者で市内に存する学校に在学する者
- 4 意見の提出状況
 - (1) 意見の提出者 1名
 - (2) 意見件数 2件
- 5 意見の反映状況
 - I 反映したもの 2件
 - II 一部反映したもの 0件
 - III 今後の検討課題とするもの 0件
 - IV 記述を変更しなかったもの 0件
- 6 提出された意見と市の対応の公表
以下の場所で公表します。
 - (1) 市のホームページに掲載
 - (2) 本庁舎・各支所、隣保館、生涯学習センター、イクネスしばたでの閲覧

「新発田市人権教育・啓発推進計画」に対する市民意見と市の対応

意見の反映状況

I 反映したもの

II 一部反映したもの

III 今後の検討課題とするもの

IV 記述を変更しなかったもの

No.	該当ページ	該当箇所	意見の概要	市の対応	反映状況
1	5	3 計画の策定 中段	2017年「人権問題に関する市民意識調査」では、初めて15歳以上19歳以下の <u>10代</u> を⇒ <u>10代も</u> にしたらどうか。	御意見のとおり記載します。	I
2	13	第1節 人権擁護の確立の項	また、差別事件・事象は、最悪の場合、命が奪われることを考え、 <u>特に被害者に⇒対し、</u> を挿入したらいかがか。	御意見のとおり記載します。	I